

令和2年第5回菊池市教育委員会議

日時 令和2年5月21日（木）午後1時30分～
場所 キクロス中研修室
出席者

教育長	渡 邊 和 博
教育長職務代理者	森 智保美
教育委員	江 藤 継 喜
教育委員	生 田 博 隆
教育委員	芹 川 幸良子
教育委員	渡 邊 和 雄
教育部長	木 下 徳 幸
菊池市生涯学習センター長	木 村 利 昭（欠）
教育審議員	田 嶋 浩 紀
学校教育課長	安 武 睦 夫
生涯学習課長	山 本 美千代
社会体育課長	倉 原 桂 一
学校給食管理室長	原 田 景 子
菊池市中央公民館副館長	吉 川 良 二
菊池市中央図書館長	安 永 秀 樹
学校教育課指導主事	上 田 浩一郎
学校教育課指導主事	長 尾 浩 史
学校教育課課長補佐	富 田 信 幸

17 / 18名

日 程

1. 開 会
2. 議事録の承認について
3. 教育長の報告
4. 議 案
 - 第32号 教育委員会の権限に属する就学事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第33号 菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定について
 - 第34号 菊池市小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 第35号 菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について
 - 第36号 菊池市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について
5. 報告案件
 - 第17号 菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況（2020年4月）（学校教育課）
 - 第18号 新型コロナウイルス感染症の流行に伴う小中学校の休業日の変更について（学校教育課）
6. その他

7. (教育委員会各課からの事務連絡等)

①行事予定について

②次回の教育委員会議(通常) 令和2年6月19日(金) 13:30 30
4会議室

開会

渡邊教育長

こんにちは。

教育委員さん方には、つい先日の18日月曜日にもお集まりいただいたところでございますが、本日も大変お世話になります。

つい先日、私の家の近くに築地井手というのがありますけれども、車で通っていたら、結構な数の蛍を見つけることができました、ああもう蛍の季節なんだなと感じたところです。最近、コロナウイルスの関係でそういう余裕もなかったものですから、そのような季節のかというふうな思いをしたわけです。その一方で、道路を通っていると正面に、行く道に蛍鑑賞自粛と書いた看板がありました。やはり今いろんなことに、こういう制約がついてくるんだなと感じたところです。

ただ、私たちの感性とか、あるいは感動する心というのは、こういう事態があっても奪われないようにしないといけないなと改めて思ったところでございます。

それでは、只今から令和2年第5回菊池市教育委員会議を開会いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議の次第に従いまして進行します。令和2年第4回の菊池市教育委員会の会議録の承認についてを議題とします。

教育委員会会議規則第15条第2項の規定により、令和2年第4回菊池市教育委員会の会議録に記載した事項について、異議はございませんか。

芹川委員、どうぞ。

芹川委員

20ページですけれども、語尾がすっきりしないところがありましたので、事務局のほうに一部訂正をお願いしたところがありました。以上です。

渡邊教育長

事務局は、それ分かっておりますか。

富田補佐

芹川委員から、20ページの発言について、内容は変わらないんですけれども、語尾をを少し訂正させてほしいということで、その文言の文面を頂きました。よろしければそちらの文面に変更させていただければと思っております。以上でございます。

渡邊教育長

よろしいですか。

芹川委員

ありがとうございます。お願いします。

渡邊教育長

ほか、ございませんか。よろしいですか。

委員一同

なし

渡邊教育長 それでは異議がありませんので、令和2年第4回菊池市教育委員会の会議録については、一部訂正をして承認することに決定いたします。

続きまして、教育長の報告を議題とします。私から報告させていただきます。資料はレジュメの1ページです。

まず、動静について。4月22日から5月21日、本日の分を記載しております。いろんな会議、総会等が中止、書面決議等になっておりますので、そこに書いているだけになります。一つ一つは省略したいと思います。

2番目に市内の校長会議、これも臨時を含めるとかなり回数を重ねておりますけれども、先日、定例の市内校長会議でお話したことは、主に新型コロナウイルス感染症対策に係る内容についてがほとんどでしたけれども、私のほうで各小中学校校長にお話したのは、この時期だからこそ情報発信の重要性をお願いしました。

一つは、学校から発信できるものがホームページと、安心安全メール、それから学校からの紙媒体による配付物ということになりますので、その三つを連動させて共通性を持たせて、保護者や地域の皆様に今の取組がスピーディーにタイムリーに分かるように。そういうふうなことを3点セットといいますか、情報発信をぜひ各学校で工夫してほしいというお話をしたところでございました。

それから、前回では25日以降の対応について話し合いをしました。また昨日5月20日は臨時の校長会議を行いました。ここでは、いわゆる今後の教育課程のことについて、それから前回お話ししました課業日とか、あるいは教育課程の編成についての話、それから6月1日からの学校再開に向けた動きということで会議をしたところでございます。

3番目に、今後の予定ということで、5月から6月19日までを書いております。事業計画ヒアリングというのは、市全体の各部署での事業計画についてのヒアリングということになります。今まで連続して行われております。5月25日月曜日が教育部ということになります。6月5日から第2回の菊池市議会が開会されるということで、その予定も入れております。6月11日から16日までが一般質問、常任委員会・予算決算常任委員会が17日、18日の予定です。そして6月19日が6月の定例の菊池市教育委員会議というふうになっております。

以上報告をいたします。

今の報告につきまして質疑等はありませんでしょうか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは次に進みます。4番の議題案件に入りたいと思います。

それではまず、議案第32号、教育委員会の権限に属する就学事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

安武課長どうぞ。

安武学校教育課長 失礼いたします。議案の2ページをご覧ください。議案第32号、教育委員会の権限に属する就学事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則の制定について。教育委員会の権限に属する就学事務の一部の補助執行に関する規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

提案理由でございます。

機構改革により、規則の一部を改正する必要がある。これがこの規則案を提出する理由であるということでございます。

3ページが改正文となっております、4ページが新旧対照表となります。4ページの新旧対照表でご説明申し上げます。

現行の第1条の4行目でございますが、市民課及び総合支所総務民生課職員に補助執行させる事項を定めとなっておりますが、大分前に総合支所から支所へ変わってございましたが、規則を改正しておりませんでしたので、今回改正をさせていただきますものでございます。改正案は、現在の支所市民生活課ということになります。

第2条が同様に、総合支所総務民生課を支所市民生活課に、機構改革に伴う課名の修正ということになります。

内容は、この第2条に書いておりますように、学齢児童生徒の住所地の変更による転入、転居について、その保護者に対し入学期日を通知し、かつ就学すべき小学校、中学校を指定通知することを補助執行させるということです。これは、以前は、市民の方が転入して来られたときに、教育委員会に来ていただき、教育委員会で転入学通知書を交付しておりました。そのことを、この一部補助執行ということで法令化しますと、教育委員会に代わり市長部局でできるということで、市民課に転入手続に来られたら、その場で転学通知書というものを頂けるというもので、ワンストップ化にするような制度でございます。

改正のところは、先ほど申し上げました課名の変更ということでございます。

以上でございます。

渡邊教育長 只今の説明に、質疑及びご意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第32号は原案のとおり可決することに異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第32号は原案のとおり可決することに決定します。

続けていきます。議案第33号、菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

安武課長どうぞ。

安武学校教育課長 失礼いたします。議案の5ページをご覧ください。議案第33号、菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則の制定について。菊池市就学援助費規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

提案理由、新型コロナウイルスの感染症拡大に伴い、規則の一部を改正する必要がある。これがこの規則案を提出する理由であるということでございます。

6ページからが改正文になっておりまして、8ページからが新旧対照表となっております。この就学援助費の規則の一部を改正する件につきましては、前回の第4回の臨時教育委員会議におきまして、就学援助の基準緩和について一度ご説明させていただいております。そのことについて、もう少し詳しく説明したいと思います。

別紙の資料をご覧ください。就学援助事業の対応について、というものでございます。就学援助事業につきましては、学校教育法に基づき経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒または入学予定者の保護者に対し、必要な費用を援助する制度でございます。その認定方法は、従来4月末までに申請し、前年の1月から12月までの世帯合計所得額に対し、生活保護基準額との割合が1.3倍以下の場合に対象となるものでございます。

今回の新型コロナウイルス感染症拡大防止に関わる休業等の影響による保護者の収入減に対する救済措置として、就学援助認定について、申請期間を延長するとともに、認定の所得要件を緩和するところでございます。

その認定方法としましては、認定の①にて通常の審査を行い、対象とならない場合に申出により、申請時点の直近3か月の平均収入と前年の同時期の平均収入の減少割合にて1.3倍以下の場合には、4月に遡って適用するものでございます。

申請期間は6月1日から8月31日までとし、学校を通じて申請していただく予定でございます。支払い時期は、通常7月、12月、3月の3期払いとなっております。今回の追加申請につきましては、第1期分を申請月の翌月に支給し、第2期以降は通常分と同時期の12月と3月の定期に支給する予定でございます。

また、周知方法としましては、学校を通じてチラシを保護者へ配付するとともに、学校安心安全メールにより、再度の通知を図っていきたいと考えているところでございます。

具体的な金額の考え方は、裏面に記載しております。例ということですが、令和2年度の世帯所得合計額、これは昨年の1月から12月の世帯全員の所得合計額になります。これが150万円としましたときに、同世帯の生活保護基準額が75万円だった場合は、①割るの②ということで、2.0倍になりますので、1.3倍以下ということにはなりませんので、認定には通常ならないことになります。

その場合、申出によりまして、再審査で資料を提出いただいて、例えば3月、4月、5月の所得の合計が、2020年が10万5,000円だったとした場合に、昨年の同月、2019年の3月、4月、5月が20万円としますと、4割る

5の掛ける3ということで、1.1倍になると。1.3倍に修正係数を掛けるというようなことで、1.1倍になるということから、1.3倍以下になった場合は対象となる。そのときには4月まで遡って支給対象とするというようなものでございます。

これが今回の概要で、そのため今回規則を改正するものでございます。議案の8ページをご覧ください。

第5条でございますが、前年度の2月末日までにとという表現がございます。これについては、就学援助費の支給を受けようとする者は、就学援助申請書を、当該支給を受けようとする年度の前年度の2月末日までに、児童生徒が在籍する学校の校長を経由し、教育委員会に提出しなければならない。第2項で、前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、教育委員会が指定する期日までに提出するものとする。

第2項第1号で、新入学児童生徒または年度当初より市外から転入した児童生徒の保護者で、就学援助の支給を受けようとする者は、当該新入学年度の4月末日というふうになっております。

今までは在校生は2月末日まで、新しい児童生徒については4月末日までということではありましたが、これを全て4月末日までということで、期間を統一したいということで、第5条の3行目に、前年度の2月を4月に変更するものでございます。

それから、右側の改正案の第1項、第2項でございますが、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の者は、教育委員会が別に指定する日ということで、第1号を削除し、4月に統一した上で、第2項第2号を繰り上げし、その後新たに加えたということで、新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の者は教育委員会が別に指定する日と。その別に指定する日というのが、先ほど申し上げました6月1日から8月いっぱいまでということになります。

あと、審査及び通知という第6条については、認定というものが明確になっておりませんでしたので、認定というものを付け加えております。第3項に、認定日は原則当該年度の4月1日とする。ただし、前条第2項第1号に基づき申請する場合は、申請月の翌月初日を認定日とするということになります。

第7条につきましては、また書きの部分が増えられておまして、前条第1項の規定に基づき認定を受けた者に対する就学援助費の支給額は、予算の範囲内において支給するものとする。また、前条第3項の認定日以降を支給対象とするということで、前条の第3項以降の部分につきましても認定の対象とするということでございます。

あと、別表第3条関係に、一番下でございますが、新たに第3項として新型コロナウイルス感染症の影響で家計が急変した世帯の者は、申請前3か月間の収入と前年同期間の収入の減少割合を算出し、前年度所得での認定基準に乗じて1.3倍以下であることということになってまいります。

以上が改正文になってまいりまして、中身については先ほど説明した内容の規則の改正ということになります。

以上でございます。

渡邊教育長 只今の説明について、質疑は。
生田委員どうぞ。

生田委員 先ほど最初に説明のあった裏面の一番最後の③掛けるというのは、これは何ですか。

渡邊教育長 安武課長。

安武学校教育課長 失礼いたします。③というのは、この別紙の右肩のほうに番号を振っておりますが、通常どおりの審査の仕方をしたときに、生活保護基準額の1.3倍以下が、いわゆる準要保護と言われるもので、今回の対象になりますが、それが1.3倍を超えて2倍だったということで、ここの下の表からいきますと2.0×10万5,000円÷20万円という修正係数を掛けるということになります。

ですから、あくまでも審査の基準は一般的な基準と変わらないように、昨年1月から12月までの所得の合計であくまでも見ますと。しかし、その申請された直近が、今コロナで収入が下がってきておりますので、1月、12月だけの所得でいきますと、今激変している状況がそこに反映されないということから、例えば6月に申請しますと、3月、4月、5月の所得に対しての前年対比を見て、このコロナでどれだけ下がったかというものの修正係数を掛けると。

修正係数を掛けることで、2.0倍が1.1倍まで下がるというふうになりますと、対象になるというような例でございます。

生田委員 今の対照表の10ページの最後のアンダーラインの部分、これ、それで読めますか。今説明あったのと、この内容はイコールになりますか。

渡邊教育長 はい、どうぞ。

安武学校教育課長 まず、一枚紙のほうの表現が、この第3項の一番下の前年度所得での認定基準というのが③になります。そして、2行目の申請前3か月間の収入というのが④になります。そして、前年同期間の収入というのが⑤になるというふうに見ていただくと、この表現で対応できると見ております。

以上でございます。

生田委員 ありがとうございます。それともう1点。今の9ページの一番上、前条第2項第1号。2号と思うのですがけれども。

渡邊教育長 安武課長。

安武学校教育課長 失礼します。略しております、分かりづらいと思います。まず、現行側の第5条第2項第2号については、「年度途中から就学援助の支給を受けようとする者は」という条文になってまいります。ですから、転入学で、一般的に途中で入学してきた方は、あくまでもその月から適用すると。しかし今回は、在学中である方々が急変でされる方についてはということになりまして、今言います年度途中から就学援助の支給を受けようとする者に対します条文が第1号に繰り上がります、改正案では。

ということで、第2号にその文が新たに加えられるので、下のほうの読み方は、認定日は原則当該年度4月1日とする。ただし書のところ、前条第2項第1号に基づく申請する場合というのが、現行の第2号のところになりまして、今言いました年度途中から就学援助の支給を受けようとする者が対象になってきますので、この読み方で間違いないと思います。

以上でございます。

生田委員 はい。新型コロナウイルスのときには4月1日なのですね。

渡邊教育長 はい、どうぞ。

安武学校教育課長 はい、新型コロナウイルスで所得が減額される方については、4月1日まで遡るということになります。転入学で新たに来た方は、そこからですということになります。

以上でございます。

生田委員 分かりました。ありがとうございました。

渡邊教育長 ほかがございせんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。

議案第33号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第33号は原案のとおり可決することに決定します。

続きまして、議案第34号、菊池市小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

原田室長。

原田学校給食管理室長 学校給食管理室原田です。よろしくお願いいいたします。ページ、11ページになります。議案第34号、菊池市小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。菊池市小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものとする。

提案理由としまして、新型コロナウイルス感染症対策のため、学校臨時休業期間中の学校給食休止に伴う学校給食納入事業者からの違約金等の協議を行い、違約金等を学校給食の食材を負担する保護者負担とせず、学校設置者である菊池市が補助金を交付し、保護者の負担軽減を図り、学校給食の安定的な実施を行うため要綱の改正が必要となりました。これが今回要綱案を提出する理由であります。

この学校臨時休業期間中というのは、3月2日から春休みまでの3月25日までの期間を指します。先月4月21日の教育委員会議で、改正前の菊池市小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の制定の報告をいたしたところですが、先ほどのような理由から、今回また補助金交付要綱の一部改正をお願いするものです。

臨時休業期間中における学校給食休止の対応として、令和2年3月10日で新型コロナウイルス感染症に関する緊急対策第2弾、これは国の政策ですけれども、学校臨時休業対策費補助金が国の予備費として創設されましたことを先月説明しましたが、これは学校給食休止に伴う保護者の負担軽減と学校給食の安定的な供給を図る観点から創設されたものです。

内容は、臨時休業期間中の学校給食費、食材費について返還等を行い、保護者の負担とならないよう国が補助するものです。補助対象経費は、1、学校給食の食材がキャンセルできなかった経費と、2番目に納入事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等、③としてその他返金に要する経費で、先月は③の返金に要する経費を補助金交付要綱をつくって返金に要する費用を交付するところでの補助金交付要綱を制定したところです。

先月説明したときは、3月分の給食費を保護者に返還する際の振り込み手数料を補助対象とするということで説明いたしましたが、今回の改正は、学校給食納入事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等の部分になります。

学校給食の運営は、公会計ではなく私会計で運営しております。学校給食の食材は、調理場と納入事業者、あるいは学校と納入事業者と契約をしており、違約金、キャンセル料についての定めはありませんので、その他契約に記載のない事項については、双方協議の上決定するものと契約書にございますので、協議して違約金等を決定していきます。

今回、公益財団法人熊本県学校給食会とそれぞれの調理場が契約をしております牛乳とパンの部分について請求がありました。3月2日から3月25日までの学校臨時休業期間中の牛乳、パンは、2月20日前後には発注をかけておりまし

た。政府の要請を受けて、3月2日から25日まで休業となりましたので、2月28日に急遽キャンセルをしたものです。

給食停止に伴うキャンセルにより、給食用牛乳を製造できなかった分の違約金と、3月分の委託加工者、パンの加工賃についてを、熊本県学校給食会の上部団体であります全国学校給食連合会と文部科学省で協議をして、納入事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等に当たるという見解でありました。最終的に、学校設置者と協議が調った違約金等については、国の補助金の対象になるというものであります。

そこで、協議して、違約金等についてをそれぞれの給食費を運営する団体に補助金として交付するための費用となります。給食費を運営する団体というのは、各調理場、共同調理場、七城給食センター、泗水学校給食センターと、あと旭志小学校、菊池北中学校になります。

新旧対象表のほうで説明いたします。16ページをお願いします。

第2条、交付目的として、第1号では、臨時休業期間中の学校給食休止に伴い、当該期間中の学校給食費を保護者に対して返還するための経費を補助することで、保護者の負担軽減を図ること。第2号では、新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の臨時休業期間中の学校給食休止に伴う学校給食納入事業者からの違約金等を、食材費を負担する保護者負担とせず、学校給食を運営する団体へ補助することで、保護者の負担軽減を図ることとし、第3条は補助対象者を定めておりますが、学校給食を運営する団体を加えるものです。

第4条は、補助事業の名称等で、第4条ただし書を全部改め、第2号、第1号の補助対象期間を令和2年3月末日までに要した経費とし、第2条第2号の補助対象期間を令和2年3月25日までに要した経費とそれぞれ定めたものです。

17ページをお願いいたします。第4条の表になります。補助対象経費としまして、右のほうのアンダーラインの部分になります。学校給食納入事業者に対して既に発注されていた食材に係る違約金等（学校給食納入事業者が当該食材を転売できた場合は、その売上金額分は除く）その他振り込みに要する経費を補助対象経費とするものです。

改正文に戻っていただいて、13ページをお願いします。

13ページは、様式1号の2として補助金事業計画書の様式を定めたものです。

14ページは、様式2号の2として、補助事業実績報告書の様式を新たに定めるものです。

附則としまして、この要綱は告示の日から施行し、改正後の菊池市小中学校臨時休業対策費補助金交付要綱の規定は、令和2年3月2日から適用するものです。

説明は以上になります。

渡邊教育長 只今の説明について、質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

非常に複雑な文章で、少し時間がかかるかもしれませんけど。

原田室長。

原田学校給食管理室長 実際の金額を説明いたしますと、旭志小学校の牛乳分が10万8,918円、パンの分が6万2,086円、合わせて17万1,003円。菊池北中学校がパンと牛乳合わせて6万1,314円、共同調理場がパンと牛乳合わせて7万3,819円、七城学校給食センターが20万8,263円、泗水学校給食センターが5万7,522円を、それぞれの調理場及び学校のほうに補助金として交付するものになります。

この補助金は、国の補助率が4分の3、残りが一般財源となるのですが、当初4分の1を特別交付税で算定されるということになっていましたが、先週また変わりました、令和2年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金というものがございます。その交付金の対象になるということで、4分の1相当も国の対象になるということです。

合計で174万1,921円になります。

渡邊教育長 今追加して説明がございましたが、そういう国からの補助に合わせて要綱のほうを制定するということになるのかと思います。

特に質疑はありませんか。よろしいですか。

渡邊委員、どうぞ。

渡邊委員 今説明を受けたのですが、この小中学校の臨時休業対策補助交付要綱というのは一部改正ですから、今回は3月2日から3月25日までの、この期間でこういう一部改正をやっているんですけども、また臨時休業があつて、期間がまた違うのだったら、また同じような形の補助金対象をやっていくということでよろしいですか。

渡邊教育長 原田室長。

原田学校給食管理室長 国の補助金は、政府が要請した期間というのが3月2日から春休みまでの間ですので、その間しか国の補助金の対象にはなりません。なので、4月、5月も学校休業になっている期間の分については、対象としておりません。なので、3月2日から25日までの休業期間中になります。

渡邊教育長 渡邊委員。

渡邊委員 来年同じ時期ぐらいにやったら、同じような項目っていうのが来年……、もしかですよ。臨時休業のこういう補償があつた場合には、この項目は細かく3月25日までになっていますけれども、来年同じ時期ぐらいにやるときには、新しい改正というのはまた入れて書くのですかということです。

原田学校給食管理室長 これは令和2年の3月25日までに要した経費ということで明記しておりますので、来年はもうありません。

渡邊委員 来年に臨時休業みたいなものが、こういうコロナがあった場合には、それに対する改正を新しく入れていくのですかということです。

原田学校給食管理室長 すみません、失礼しました。これは国の学校臨時休業対策費補助金に基づいて、菊池市の小中学校臨時休業対策費補助金をつくったものですので、また国がそういった手立てをすることです。国からの要請を受けてであって、また国から何らかの手立てがある場合は、またそういったものを新たに設けることになると思います。あくまでも国の補助がある期間になります。

渡邊委員 分かりました。

渡邊教育長 その都度ということですね。

渡邊教育長 それでは、ほか、ございませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは質疑もないようですので、採決いたします。
議案第34号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第34号は原案のとおり可決することに決定します。

続きまして、議案第35号、菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いします。
山本課長。

山本生涯学習課長 公民館の山本です。18ページをお願いいたします。議案第35号、菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱の制定について。菊池市自治公民館活性化事業助成金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように制定するものとする。

提案理由といたしまして、新型コロナウイルス感染症拡大によって自粛されている各自治公民館の活性化事業につきまして、今後事態が収束に向かい、活動が再開される場合の支援体制を強化すべく、時限的に、これは令和2年度に限りですけれども、当該助成金交付要綱における対象事業要件、これにつきましても事業数及び時間数を緩和する必要があるために、この要綱案を提案するものです。

この自治公民館活性化事業助成金の交付につきましては、お手元に要綱を配付させていただいておりますけれども、自治公民館活動により、地域住民が自立自助の精神により、活力と個性ある地域づくりを推進することを目的としており、

交付要件といたしまして第4条で、対象事業の（1）から（5）までの事業のうち二つ以上の事業を実施し、なおかつ総時間数が8時間を超えるものを対象としておりました。しかし、提案理由でも述べましたとおり、コロナ感染拡大防止に伴いまして、活動の自粛が長期化したことを踏まえ、今年度に限り、1事業、4時間以上であっても助成金の申請を行うことができるように要件の緩和を行うものです。

20ページの新旧対照表でご説明をいたします。

第1条関係で、これまでの2事業以上及び8時間を超えるものを、1事業以上及び4時間を超えるものに改正し、第2条におきまして、改正前の要件でありませぬ2事業以上及び8時間を超えるものに改正することとしております。

附則といたしまして、公布の日から施行し、改正後の規定は令和2年4月1日から適用することとしております。ただし、第2条の規定につきましては、令和3年4月1日から施行することとしており、あくまで今年度に限った時限的な措置としております。

以上で説明を終わります。

渡邊教育長 只今の説明について、質疑及びご意見はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので採決いたします。

議案第35号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第35号は原案のとおり可決することに決定します。

それでは続きまして、議案第36号、菊池市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定についてを議題とし、事務局から説明をお願いいたします。

安永課長。

安永菊池市中央図書館長 中央図書館の安永です。議案第36号、菊池市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について。菊池市立図書館条例施行規則の一部を改正する規則を次のように制定するものとする。

提案理由としましては、電子図書館の導入に伴い、規則の一部を改正する必要があるために提出するものでございます。

電子図書館につきましては、平成30年12月から実際は行っているのですが、規則の中では書籍として扱いをしていたのですが、それを電子書籍、電子図書館については別に定めたほうが良いだろうということですので、別に追加させていただいております。

説明は23ページ、24ページの新旧対照表を見ていただきたいと思います。

まず、業務の第6条についてですが、11号に電子図書館に関するものを付け加えております。そのために、11、12を繰り下げて、12、13にしております。

貸出しの対象について、10条でございますけれども、この中で、ただし、電子書籍の貸出しは次の各号のうち第4号を除くいずれかに該当するものというふうに記載しております。

略してあるために分かりづらいのですが、1から5の中身としましては、まずは菊池市に在住する者というのが一つの条件でございます。菊池市に職場がある、勤務する人というのが二つ目、三つ目が市内に所在する学校に就学する者、要は通勤、通学をされている子どもということです。この(4)というのが、広域貸出し、つまり菊池郡市、山鹿市が一緒に行っているのですが、そういう方たちを対象として入れてあります。その他館長が適当と認めた者となっているんですが、電子書籍に関しましては、菊池市内に在住、在勤、在学の方のみ利用できますということで、広域の、例えば菊陽町とか合志市の方で、在勤とか在学でない方は電子書籍は使えませんということで、ここで条件を付しているような形になります。

次に、第14条でございますけれども、その3に追加をしまして、電子書籍の貸出し期間は15日以内とし、同時に貸出しできる資料は3点以内とする。ただし、貸出し期間の延長はできないものとするという文言を付け加えております。

電子書籍も普通の書籍と同じ15日以内の貸出しとなっておりますが、貸出し点数は、本については10冊までなのですが、電子書籍については3点までというふうにしております。

それから、貸出しの期間の延長については、電子書籍は貸し出しをされると15日で、期限が切れた時点で自動的に戻ってきますので、延長という形ではなくて、もう一度貸出しの手続きをしていただくことになるということで文言を追加しているところです。

最後に、第17条についてですが、これは文言の修正ということです。団体貸出しの対象者ということでございますけれども、これまで図書館は、地域または学校等を中心として主体的に読書活動を行う団体に対し、図書資料の貸出しを行うことができるということで、これは学校及び読み聞かせ団体を大体対象としたような文言としてありましたけれども、その団体貸出しの対象を広げるとということで、第17条の(1)ですが、地域または学校等を中心として主体的に読書活動を行う市内の団体、その次に、市内の個人事業主及び企業等の集客施設等を入れております。それから3番目に、その他館長が適当と認めた団体ということで、例えば老人福祉センターであったり、病院であったり、老人福祉施設、そういったところにも団体貸出しを広げていこうということで、対象を広げるという意味で文言の修正をしているところでございます。

説明は以上でございます。

渡邊教育長 只今の説明について、質疑、ご意見はございませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、質疑もないようですので、採決いたします。
議案第36号は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 異議なしと認め、議案第36号は原案のとおり可決することに決定いたします。
次、報告案件に移りますが、続けてよろございますか。

委員一同 異議なし

渡邊教育長 これより報告案件に入ります。
報告第17号、菊池市内小中学校の不登校、いじめの状況についての説明を、事務局よりお願いいたします。
長尾指導主事、どうぞ。

長尾指導主事 それでは、報告をいたしますので、お手元の報告案件をご覧ください。

では、資料の2ページをご覧ください。

1段目のグラフですが、小中学校別の不登校児童生徒の数を示しております。新型コロナウイルスによって4月は臨時休業日でしたので、不登校の児童生徒はゼロでした。2段目、3段目のグラフですが、これも新型コロナウイルスによって臨時休業でしたので、小学校、中学校ともにゼロとなっております。

続きまして3ページをご覧ください。

1段目のグラフですが、適応指導教室の通級の数です。通級の数もゼロというふうとなっております。

適応指導教室の利用状況です。4教室合計の相談件数は47件となっております。生活リズム、生活の乱れについての相談と、学習、進路についての相談が多く寄せられているということです。今回の新型コロナウイルス感染症拡大予防のための臨時休業で、生活リズムが崩れた児童生徒を心配する相談が上がっている状況です。

続きまして、資料の4ページ、5ページは、心の教室相談利用状況のグラフを載せております。五つの相談室の合計相談件数は11件となっております。

続きまして、資料の6ページですが、1段目のグラフは菊池市のスクールソーシャルワーカーへの相談件数となっております。4月は16件の相談が寄せられております。2段目のグラフは、学校支援コーディネーターの相談対応件数となります。61件の対応となっております。

以上です。

渡邊教育長 只今の報告について質疑、お尋ねやご意見ありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、続いていきます。

報告第18号、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う小中学校の休業日の変更についての説明を、事務局よりお願いいたします。

安武課長。

安武学校教育課長 資料は、報告案件の7ページをご覧ください。報告第18号、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う小中学校の休業日の変更についてということでございます。

この件につきましては、前回の第5回臨時教育委員会議におきまして、感染症の減少に伴う小中学校の教育活動の再開についてというときに、ある程度ご説明をさせていただきました。その後、昨日20日に臨時の校長会を開きまして、校長先生方のご意見を頂いて、そのことを踏まえて本日確定をしたいということで、報告をするものでございます。

まず、休業日につきましては、7ページのところで、規則の中で休業日を表しております。休業日については、前の教育委員会議において、別に定めるというふうにいたしまして定めておいたところでございますが、今現在の4月からの休業日の考え方につきましては、年度当初と書いてある欄でございますが、学年の始休業日については4月1日から4月7日まで、それから一つ飛ばしまして、夏季休業日が7月27日から8月26日まで、それから秋季休業日が10月12日から10月14日まで、それから冬季休業日が12月25日から翌年の1月7日まで。学校閉庁日は、8月13日・14日、12月28日ということになっております。休業日には、国民の祝日及び土曜日曜は含めていませんということでございます。

そういう中で、休業日数を決めておいたわけですが、今回のコロナウイルスの休業がございまして、その関係で休業日数が大きく減ったというところでございます。

変わります変更後が、新型コロナウイルスによる休業をしましたのが、4月1日から4月7日まで、本年度のものでございます。3月は当然以前に行っておりますが、本年度のところを申し上げますと、1日から7日、それから実際は4月14日の午後から休業になっておりますが、14日の午前中は授業しているということで、日数的には15日から5月29日の金曜まで、その後は、土日ということになってまいります。6月1日から開業ということを、先日の18日の教育委員会議で決定していただいたところでございます。

その中で今度は夏季休業日の考え方でございますが、授業を7月いっぱいまで行うということで、7月27日から7月31日金曜日までを、夏季休業だったものを休業日といたします。それから、8月27日からが前期後半の開始日でした

が、2日課業日を増やしまして、25日から前期後半の開始日ということになります。

ということで、夏休み期間に7日間の課業日設けるということになります。31日までが課業日でございますが、8月1日、2日は土日になりますので、夏季休業日は8月3日からとなります。それから24日月曜までが、夏季休業期間というようなこととなりますので、変更後のところはそういう表現になってまいります。

そのことにつきまして、臨時校長会議の中でも議論を交わしまして、この175日の課業日の中で、様々な学校行事等も含めて実施していきたいということで取り決めたところでございます。

それ以外につきまして、6月1日からの再開につきましては、校長会等で協議した結果、一斉登校とするということで考えております。つまり、5月の最終週は前回説明しましたように、登校日、授業もありということで、必ず2日以上登校日設けてくださいということでお願いした分散登校等を行ってまいります。6月1日からは一斉登校とします。ただし、まだ県からガイドラインとか、そういった情報が下りておりませんので、県からの通知により変更の可能性もありということですが、現段階では一斉登校ということで考えております。

教育活動は、授業を含む授業時間は校長の裁量で可ということで、小学校低学年等については、例えば時間を短くするとかもありということになっております。4月から開業しようとしたときに、5こままでというような制限をかけてきておりましたが、これについてはもう行わないということで考えております。

あと、学校給食については、6月1日より給食を開始すると。しかし、感染症防止の観点から、配膳時のリスク軽減のため、品数を減らすということで考えております。これは当面の間ということになってまいります。

それから、部活動につきましては、6月1日から再開とするが、当面校内の活動のみとし、内容についても段階的な活動とするというふうにしております。

それと、学校行事等について、運動会については＝＝校長会等でも協議をいただきました。現在の計画では、旭志小、七城小が9月19日土曜日、菊池小、花房小、泗水小、泗水西小は9月26日土曜日、菊池北小、菊池北中、戸崎小、七城中は9月27日日曜日、泗水東小については9月中で、まだ日にちについては未定、泗水中については9月27日または10月25日のどちらかの日曜日、菊池南中については9月19日土曜日または9月27日の日曜日または10月4日日曜日、隈府小学校については11月1日日曜日、旭志中については現在未定ということですが、運動会についてはどの小中学校も秋に実施するというところでの計画でございます。

ただ、これはあくまでもコロナウイルスの状況が今のままなら、半日程度とかいう形になるかと思いますが、開始可能かと思いますが、状況に応じては中止の場合も当然あるというところでございます。

それから、学習発表会につきましては、隈府小、七城小は中止を決定されています。菊池北小、旭志中は未定でございます。それ以外の学校は10月、11月、12月に実施を計画しているというところでございます。

主な行事については、そういう形である程度、菊池市教育委員会管内はそろえてほしいということをお願いしましたが、やはりその中でもこの限られた授業日数の中で様々な対応をするようなどころでございます。

あと、プール開きにつきましては、まだ県のガイドラインが出ておりませんので、現在のところ未定でございます。そういう形になっております。

あと、学校開放につきましては、6月1日からグラウンド、体育館とも開放するというので、社会体育の開放も行うところでございます。ただ、感染予防については、社会体育課のほうから学校等に通知していただくというふうになっております。

以上が主なものでございまして、本日確認をいただきたいのが、授業日の考え方が175日ということで、校長会等も意見を聞きましてこういう形で進めていくと。決まりましたら、これに合わせて各学校が様々な行事を入れながら、授業日数に合わせて授業の展開をしていくということになりますので、そのことの確認をお願いしたいと思っております。

以上でございます。

渡邊教育長 それでは、今説明がありましたけれども、何かお尋ねやご意見等ありませんか。

先日の臨時の教育委員会議のときも申し上げましたけれども、県からの通知等がもう出るだろうという話をしておりましたが、まだ届いておりませんので、県から示されるガイドラインというのが来てからというところもありますけれども、おおむねこのような流れでいくと、校長会でも話をしたところでした。

ほか、何かご意見ありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、次にその他に入ります。

事務局のほうから何かありますか。

山本課長、どうぞ。

山本生涯学習課長 生涯学習課です。

実は13日の新聞報道で、まちかど資料館の徳富愛子に関する資料が紛失したということで掲載がなされました。そのことにつきまして、途中経過としてご報告をさせていただきたいと思っております。

今回紛失しました資料につきましては、市民の方より徳富愛子さんゆかりの品を10点寄託を受けまして、まちかど資料館のオープン当時から展示をしているものでございます。毎年更新を行っておりまして、今年も4月初めに現地のほう

で資料があるかどうかの確認をうちの職員が行ったところ、写真の資料が1点なくなっているということが発覚したものです。

まちかど資料館の担当されている方々に一応探していただくようお願いをしまして、何度もうちのほうからも出かけていって、今探しておりますけれども、まだ確認が取れていないという状況です。そのほか、新聞に載るといことも踏まえて、指定管理をここは行っておりますので、指定管理の受託のほうの皆さん方にも集まっていただいて協議をしていただいたり、確認等もまた一緒にしていただいたりとかいうところで今しております。

担当の方の聞き取り等をしなが、搜索を今続けておりますけれども、まだちょっと今のところ、はっきり原因等も分かっておりませんので、今後この搜索を続けながら、ある程度報告できるようになりましたら、また改めて報告をさせていただきますということでございます。

大変申し訳ありませんでした。

渡邊教育長 只今の件で何かご質問等はありませんか。よろしいですか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、別件でございますか。

安武課長。

安武学校教育課長 前回も少しご説明したと思いますが、次の6月議会におきまして、1人1台化のタブレットの予算を要求しております。6月議会から審議に入りますので、委員の皆様方には主なものだけ説明したいと思います。

まず、小学校の分の学校ICTの教育推進事業として、備品購入費ということでタブレットのほうは2億57万9,000円ということで、総台数が4,008台になります。あと、それ以外にもICT教育事業支援のソフトの利用料、それからサーバーの保守管理の利用料、そういったものが768万5,000円ということで、学校ICTの推進事業の小学校分だけで今回2億826万4,000円を計上するところでございます。

あと、中学校のほうのICT推進事業も同様の予算等を上げてまいりますが、それにつきましても総額で1億58万4,000円を計上するというので、一気にICTの推進を進めてまいるといことで計画をいたしております。

それ以外につきましては、今回のコロナ関係でやはり様々な事業ができなくなってきております。学校での研究だとか、そういうものの予算も減額をすることで、減額をするものは減額をしながら、かつ要求するものは要求するというので、今回予算化をしていっております。

先ほど言いましたタブレット等の導入につきましては、令和2年度の国の補正予算、それから令和元年度の補正予算等で賄います分、それから市長にご理解いただきまして、地方創生臨時交付金の地方単分としても見ていただくというこ

とで、国の補助金等を使いながら今回導入するという形でご理解いただいているところでございます。

以上、学校教育課につきましての予算の概略をご説明申し上げます。

以上でございます。

渡邊教育長 説明加えられました今の件は、ようございますか。特にありませんか。よろしいですか。

事務局のほうから、ほかありませんか。ないですか。

皆様方からもほかに特にありませんか。

芹川委員どうぞ。

芹川委員 すみません、失礼いたします。小さなことでちょっとお尋ねです。

3か月ぶりに、5月18日から社会体育施設が利用できるということで、早速予約をして借りたんですけども、そのときに感染防止対策とか、参加者名簿を記録して残しておくようにということで、対策を立てられていてありがたいなと思ったところですが、体育館に着きましたら消毒をするということで、消毒液が七、八本置いてあったんですね。その辺りの管理状況がちょっと気になったところです。管理人さんをお願いしてあるのか、または施設職員さんがされるのかとか、その辺りはどうかなと思ってのお尋ねです。

渡邊教育長 どうぞ。

倉原社会体育課長 では、社会体育課のほうからご説明申し上げます。

まず、グラウンドと体育館等の開放に伴いまして、利用者の方の名簿を作成していただくと。これは保管するのではなく、申請者の方が3か月以上保管してくださいと。個人情報が入りますので、そこは向こうをお願いするということと、あとはチェックリストのほうも送っています。

今度は衛生面の、いわゆる消毒関係におきましては、今、キヨラビさんですか、あちらのほうから、いろんな消毒液等を、ストックをこちらのほうまで頂きまして、それを各施設に置いております。

基本的にはまず、通常フロアの掃除とかは業者の方がされますので、そちらのほうをお願いするとともに、ミニバレー等を例で挙げると、ポールとかボール、そういうところは消毒をしていただこうと考えています。あと、その液体のストックがなくなった場合には、今のところ職員のほうで対応しようかというところと、あと、トイレとかいろんな使うところの清掃に関しましては、委託しているシルバーさんとか、そちらで清掃のときに消毒を行っていただくように考えております。

今のところ以上です。

渡邊教育長 よろしいですか。総合体育館のことで。

芹川委員 菊之池体育館だったんですけど。

渡邊教育長 菊之池体育館。

倉原社会体育課長 同様にするようにしております。

芹川委員 その都度補充とかじゃなくて。七、八本置いてあったのがちょっと気になって。管理がどうかなと思ったところでした。

倉原社会体育課長 小さい容器に入っていたんですね。

芹川委員 はい、そうですね。

渡邊教育長 倉原課長。

倉原社会体育課長 もともと大きな容器であって、それを開けたら1か月しかもたないということでした。

あと、申請の状況に応じまして、随時こちらのほうからも量の確認には行きたいと考えております。

渡邊教育長 よろしいですか。

芹川委員 はい。

渡邊教育長 そのほか、委員の皆様からありませんか。

委員一同 なし

渡邊教育長 それでは、ないようですので、本日の委員会はこれで閉会します。お疲れさまでした。お世話になりました。